

おくやみハンドブック

～今後のお手続きについて～

三股町では、おくやみ窓口を設置して、ご遺族の方が行う様々なお手続きをサポートしています。

利用の際は、時間に余裕を持ってお越してください。

受付時間 平日 9：00 ～ 12：00
13：00 ～ 16：00

休日明けの午前中は窓口が混み合うため、お待ちいただく場合があります。混み合う時間を避けてご利用ください。

総務課 おくやみ窓口
三股町役場 1階総合案内
TEL 0986-52-1111

目 次

- 今後のお手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- おくやみ窓口にお持ちいただくもの・・・・・・・・ 3 ページ
- おくやみ窓口対象のお手続き
 (町役場でのお手続き)・・・・・・・・・・・・ 4～10 ページ
- 各種証明書の発行について・・・・・・・・・・・・ 11 ページ
- 委任状に関するご案内・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ
- 空き家等情報バンク制度のご案内・・・・・・・・ 13 ページ
- 町役場以外で行うお手続き・・・・・・・・・・・・ 14～15 ページ
- 家庭ごみの処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 ページ
- 死亡に関してよくある質問・・・・・・・・・・・・ 17 ページ
- 庁舎案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 ページ

今後のお手続きの流れ

1 町役場でのお手続きに必要なものを確認する

故人の状況等によってお手続き内容が異なります。3ページ以降を参考に、必要なものをご確認いただいてからお越しください

2 おくやみ窓口へお越しください

おくやみ窓口では、町役場内でのお手続きをサポートいたします。ご不明な点があっても、まずはおくやみ窓口にお越しください。

3 厚生年金受給者は年金事務所での手続きが必要です

厚生年金の受給者が死亡された場合は、年金事務所での手続きが必要ですが、来客者・予定者が多い場合は、おくやみ窓口に来られた当日に年金事務所の手続きができないこともありますので、戸籍証明書等の提出書類が揃う時期に年金事務所の予約をすることをお勧めします。

4 おくやみ窓口での手続き

聞き取り等を基に、各窓口で必要な申請書等をお渡しいたします。故人や申請者のマイナンバーカードを持参いただくとスムーズな申請が可能です。

おくやみ窓口にお持ちいただくもの

お越しの際には、下記の内該当するものをお持ちいただきますようお願いいたします。なお、手続き別の必要なものにつきましては、次ページ以降をご参照ください。

●ご遺族の方のもの

- マイナンバーカード（お持ちの方）
- お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの（1点）
※運転免許証、パスポート、障がい者手帳 など
 - ・写真付きのものがない場合は次のものから2点
※資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳 など
- 預貯金通帳またはキャッシュカード（相続人代表・喪主）
- 亡くなった方名義の預貯金通帳から、各種税を口座引き落としされている場合は、新たに引き落としする口座の預貯金通帳と銀行印
- 印鑑（認めでも可）

●亡くなった方のもの ※無くした、見つからない場合でもご案内いたします。

- 年金手帳（基礎年金番号通知書）または国民年金証書（振込ハガキなど年金番号のわかるものでも可）
- 住民基本台帳カード（作成されている場合）
- マイナンバーカードまたは、個人番号通知カード
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書
※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者が居る場合は、
国民健康保険加入者全員の資格確認書
※加入者が死亡されると葬祭費が請求できます。
資格確認書が必要となります。喪主が確認できるもの（会葬礼状・斎場（火葬）
使用料領収書・葬儀の領収書等）もお持ちください。
- 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（税控除、生命保険等の各種手続きで手帳の写しが必要な場合がありますので事前にコピーまたは写真をお撮りください）。
- 子ども医療費受給資格証、重度心身障害者医療費受給者証、母子父子等医療費受給資格証、福祉サービス受給者証、児童扶養手当証書、寡婦医療費受給資格証
- その他、町役場から交付された証書類

※年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となります。

※相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言（検認済みのもの））をお持ちください。

おくやみ窓口対象の手続き（町役場での手続き）【故人】

印鑑登録		町民保健課 戸籍住民係 TEL 0986-52-9630 1階 ③番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
印鑑登録をしている方	印鑑登録証の返還	・印鑑登録証 ※故人の証明書は、死亡と同時に発行できなくなります。

国民年金		町民保健課 国保年金係 TEL 0986-52-9631 1階 ③番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
国民年金を受給している方	未支給年金・未支払給付金の請求	・請求者のマイナンバーが確認できるもの ・請求者の口座が確認できるもの ※請求できる方には優先順位と一定の要件があります。 詳しくは、窓口でお尋ねください。
	死亡の届出	
	遺族年金の申請	
国民年金(1号)に加入している方	寡婦年金の申請	窓口でお尋ねください
	死亡一時金の請求	
	遺族年金の申請	
・厚生年金に加入している方 ・厚生年金を受給している方	年金事務所での手続きがあります	窓口でお尋ねください
・共済年金に加入している方 ・共済年金を受給している方	共済組合での手続きがある場合があります	

※各種請求手続きができる方には、一定の要件があります。必要書類等を確認し、年金事務所を案内します。
1) 厚生年金の受給者が死亡した場合の年金の手続きについては、必要書類等を確認し、年金事務所を案内します。
2) 厚生年金の加入者が死亡した場合は勤務先へご確認ください。

国民健康保険		町民保健課 国保年金係 TEL 0986-52-9631 1階 ③番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
・国民健康保険に加入している方 ・世帯員が国民健康保険に加入している世帯主	葬祭費の支給申請および相続人の確認	・振込先の口座が確認できるもの ・葬儀の領収書または会葬礼状 ・故人と法定相続人との関係がわかる書類（戸籍謄本のコピー等） ・印鑑（認めても可）
	資格確認書の返還	・資格確認書 ・届出者の本人確認書類 ・委任状（別世帯の方が申請する場合）
	各種認定証などの返還（該当する方のみ）	・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 ・はり、きゅう施術利用者証 など
	世帯主変更（該当する方のみ）	・世帯員の資格確認書または資格情報のお知らせ ・届出者の本人確認書類 ・委任状(次の世帯主以外の方が申請する場合)

後期高齢者医療		町民保健課 国保年金係 TEL 0986-52-9632 1階 ③番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
後期高齢者医療保険に加入している方 (65歳～74歳の障害認定による被保険者も含む)	葬祭費の支給申請および相続人の確認	・振込先の口座が確認できるもの ・斎場（火葬）使用料領収書または会葬礼状 ・印鑑（認めても可） ・故人との関係がわかる書類（戸籍謄本のコピー等） ・委任状（※斎場使用料を支払った方と葬祭費受給者が異なる場合のみ） ・申立及び誓約書（※葬祭費受給者と相続人が異なる場合のみ）
	資格確認書等の返還	・資格確認書 ・はり・きゅう・マッサージ等施術料助成受療証（持っている方のみ） ・特定疾病療養受療証（持っている方のみ）

おくやみ窓口対象の手続き（町役場での手続き）【故人】

養育医療		町民保健課 健康推進係 TEL 0986-52-8481 健康管理センター内
亡くなられた方	手続き	必要なもの
養育医療費助成の対象児童	不要	
養育医療費助成の対象者の保護者	世帯の変更	
	保険情報の変更 (資格確認書が変わる場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の資格確認書 ・児童のマイナンバーが確認できるもの

軽自動車税		税務財政課 住民税係 TEL 0986-52-9638 1階 ⑤番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
原動機付自転車(125cc以下)、 小型特殊自動車(農耕用・その他)をお持ちの方	名義変更または廃車	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート（廃車の場合） ※軽自動車については軽自動車検査協会宮崎事務所、125ccを超えるバイクについては九州運輸局宮崎運輸支局での手続きが必要です
軽自動車税が課税されている方	町税等関係書類の送付先等届出書	

納税に関すること		税務財政課 特別収納対策係 TEL 0986-52-9634 1階 ⑤番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
町県民税、軽自動車税、固定資産税に未納がある方	納税相談	

固定資産税		税務財政課 資産税係 TEL 0986-52-9636 1階 ⑤番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
固定資産（土地・家屋・償却資産）をお持ちの方	(単独名義の場合) 相続人代表者の指定届	
	(共有名義の代表者の場合) 共有代表者の変更届	
他者名義の固定資産税に係る書類等の送付先になっている方	固定資産税納税通知書等の送付先変更届	
他者名義の固定資産の相続人代表者になっている方	相続人代表者の変更届	
未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋所有者の変更届	受付窓口でお尋ねください

町民税		税務財政課 住民税係 TEL 0986-52-9638 1階 ⑤番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
町県民税が課税されている方	町税等関係書類の送付先等届出書	

おくやみ窓口対象の手続き（町役場での手続き）【故人】

身体障害者手帳		福祉課 社会福祉係 TEL 0986-52-9061 1階 ⑥番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
身体障害者手帳をお持ちの方	手帳の返還	・身体障害者手帳

精神障害者保健福祉手帳		福祉課 社会福祉係 TEL 0986-52-9061 1階 ⑥番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳の返還	・精神障害者保健福祉手帳

自立支援医療費助成		福祉課 社会福祉係 TEL 0986-52-9061 1階 ⑥番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
自立支援医療の受給者	受給者証の返還	・自立支援医療費助成受給資格者証

特別障害者手当/障害児福祉手当		福祉課 社会福祉係 TEL 0986-52-9061 1階 ⑥番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
・特別障害者手当の受給者 ・障害児福祉手当の受給者	振込口座の変更	・相続人の口座が確認できるもの

特別児童扶養手当		福祉課 社会福祉係 TEL 0986-52-9061 1階 ⑥番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
特別児童扶養手当の受給者	新規認定	・受給者、配偶者などの扶養義務者、対象児童のマイナンバーが確認できるもの ・口座が確認できるもの
特別児童扶養手当の対象児童	額改定	・受給者のマイナンバーが確認できるもの

重度心身障害者医療		福祉課 社会福祉係 TEL 0986-52-9061 1階 ⑥番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
重度心身障害者医療の対象者	資格喪失	・重度心身障害者医療費受給資格証 ・相続人の口座が確認できるもの （未支給の助成がある場合）

療育手帳		福祉課 社会福祉係 TEL 0986-52-9061 1階 ⑥番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
療育手帳をお持ちの方	手帳の返還 (本人が亡くなったとき)	・療育手帳 ・保護者の本人確認ができるもの
	記載事項の変更 (保護者が亡くなったとき)	

保育		福祉課 児童福祉係 TEL 0986-52-9060 1階 ⑥番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
保育園等に入園している園児	園に連絡している場合、手続きは不要です	
保育園等に入園している園児の世帯員	支給認定内容の変更	

おくやみ窓口対象の手続き（町役場での手続き）【故人】

児童手当		福祉課 児童福祉係 TEL 0986-52-9060 1階 ⑥番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
児童手当の受給者	未支給請求	・対象受給者の口座が確認できるもの
	資格喪失	
	認定請求 （死亡日の翌日から 15日以内）	配偶者または養育者の ・口座が確認できるもの ・資格確認書または資格情報のお知らせ （マイナンバーカード） ・マイナンバーが確認できるもの
児童手当の対象児童	額改定	

児童扶養手当		福祉課 児童福祉係 TEL 0986-52-9060 1階 ⑥番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
児童扶養手当の受給者	受給者死亡の届出	・児童扶養手当証書
	未支払手当の請求	・児童扶養手当証書 ・対象児童の口座が確認できるもの （未支給の児童扶養手当がある場合）
	受給者の変更	窓口でお尋ねください
児童扶養手当の扶養義務者	支給停止の解除 （該当する場合のみ）	・児童扶養手当証書
児童扶養手当の対象児童	額改定	・児童扶養手当証書

子ども医療費助成		福祉課 児童福祉係 TEL 0986-52-9060 1階 ⑥番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
子ども医療費助成の対象児童	資格喪失	・子ども医療費受給資格証
子ども医療費助成の 対象児童の保護者	保険情報の変更 （資格確認書が変わる 場合）	・子ども医療費受給資格証 ・子どもの資格確認書または資格情報のお知 らせ（マイナンバーカード）
	口座の変更 （口座が変わる場合）	・子ども医療費受給資格証 ・保護者または養育者の口座が確認できるもの

母子及び父子家庭医療		福祉課 児童福祉係 TEL 0986-52-9060 1階 ⑥番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
母子及び父子家庭医療費助成 の対象の保護者	資格喪失	・母子・父子等医療費受給資格証 ・対象児童の口座が確認できるもの
	新規認定	受付窓口でお尋ねください
母子及び父子家庭医療費助成 の対象の児童	資格喪失または変更	・母子・父子等医療費受給資格証

寡婦等医療		福祉課 児童福祉係 TEL 0986-52-9060 1階 ⑥番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
寡婦医療費助成の対象者	資格喪失	・寡婦等医療費受給資格証 ・相続人の口座が確認できるもの （未支給の医療費助成がある場合）

おくやみ窓口対象の手続き（町役場での手続き）【故人】

介護保険		高齢者支援課 介護高齢者係 TEL 0986-52-9062 1階 ⑦番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方 ・40歳以上64歳以下で介護認定を受けている方（生活保護対象者を除く） 	介護保険料の還付	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証または資格者証 ・相続人代表者の口座が確認できるもの ・被相続人と相続人代表者の関係がわかる書類の写し（戸籍謄本等） ・負担割合証 ・負担限度額認定証 ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証
	送付先の変更	
	高額介護サービス費等給付費の申請（該当する方のみ）	
寝たきり老人等介護手当		高齢者支援課 地域包括支援係 TEL 0986-52-9063 1階 ⑦番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
寝たきり老人等介護手当の対象者または要介護者	資格喪失または対象者変更	
介護用品支給（助成）		高齢者支援課 地域包括支援係 TEL 0986-52-9063 1階 ⑦番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
介護用品支給（助成）の対象者または要介護者	資格喪失または対象者変更	
町営住宅		都市整備課 建築係 TEL 0986-52-9066 2階 ③番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
町営住宅に入居中の方	退去の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人（相続人・代理人）の本人確認ができるもの（写真入り身分証明書等）
	入居代表者変更申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請人（同居人）の本人確認ができるもの（写真入り身分証明書等） ※承継を希望する場合に提出（承継できない場合があります）
上下水道		環境水道課 上水道係 TEL 0986-52-9081 2階 ④番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
上下水道の契約者	使用中止、名義変更、送付先変更	
町営墓地		環境水道課 環境保全係 TEL 0986-52-9082 2階 ④番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
町営墓地の使用者	使用权の承継	<ul style="list-style-type: none"> ・承継人の住民票（本籍・続柄の記載のあるもの） ※承継人が町内在住者の場合は不要 ・代理人の住民票（本籍・続柄の記載のあるもの） ※承継人が町内または隣接市町村以外の場合、代理人選任届が必要 ・被承継人と承継人の関係が分かる書類（戸籍謄本等）
町営墓地の使用を希望する方	墓地使用の相談	
犬の登録		環境水道課 環境保全係 TEL 0986-52-9082 2階 ④番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
犬の所有者	犬の登録事項変更	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録鑑札

おくやみ窓口対象の手続き（町役場での手続き）【故人】

森林		農業振興課 農林整備係 TEL 0986-52-9089 3階 ③番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
地域森林計画の対象森林をお持ちの方	森林の土地の所有者届出	<ul style="list-style-type: none"> ※相続人による届出が必要 ・森林の土地の位置を示す地図 ・土地の権利を取得したことが確認できる書類（登記事項証明書等）

農地の手続		農業振興課 農業委員会 TEL 0986-52-9087 3階 ③番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
農地をお持ちの方	農地の所有者届出	<ul style="list-style-type: none"> ・権利移動が確認できる書類（登記識別情報通知等の写し） ※法務局での相続登記が完了した後の手続きです
宮崎県農業振興公社（中間管理機構）に農地を貸付している方	賃貸人変更の申出	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸料振込口座の確認できるもの ・届出者の印鑑
宮崎県農業振興公社（中間管理機構）から農地を借受している方	賃借人変更の申出	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借料引落とし口座の確認できるもの ・銀行の届出印 ・口座振替依頼書（3枚複写） ・届出者の印鑑

農業者年金		農業振興課 農業委員会 TEL 0986-52-9087 3階 ③番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金の受給者 ・農業者年金の加入者 	死亡の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡日の記載がある故人の戸籍（除籍）謄本
	未支給年金、一時金の請求（ある場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・請求者と故人との関係がわかる届出者の戸籍謄（抄）本 ・請求者の口座が確認できるもの ※故人の住所地管轄のJA支所で届出することになります

議員年金		議会事務局 TEL 0986-52-9310 3階 ①番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・議員年金に加入している ・議員年金を受給している 	議会事務局へお問い合わせください	

おくやみ窓口対象の手続き（町役場での手続き）【遺族】

住所		町民保健課 戸籍住民係 TEL 0986-52-9630 1階 ③番窓口
対象者	手続き	必要なもの
新たに世帯主になる方 （残る世帯員が2名以上の場合）	世帯主の変更	・委任状（別世帯の方が手続きする場合）

国民健康保険・年金		町民保健課 国保年金係 TEL 0986-52-9631 1階 ③番窓口
対象者	手続き	必要なもの
社会保険等の扶養から外れて、 新たに国民健康保険に加入する 方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日から原則 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・加入していた社会保険等の資格喪失証明書 ・加入する方のマイナンバーカード ・届出者の本人確認書類 ・委任状（世帯主以外の方が申請する場合）
	国民年金の加入 ※資格喪失日から原則 14日以内	
国民健康保険に加入していて 世帯主が変わる方	新しい資格確認書の 交付	4ページをご参照ください
<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者が亡くなり、子がい る方 ・夫が亡くなった60歳～64 歳の妻 ・親が亡くなった子 など ※それぞれ受給条件がありま すので、窓口でお尋ねくだ さい	受けられる年金給付がな いか、確認と相談 （遺族基礎年金、国民年 金寡婦年金、国民年金死 亡一時金など）	

児童扶養手当、母子・父子等医療費助成、 寡婦医療助成など		福祉課 児童福祉係 TEL 0986-52-9060 1階 ⑥番窓口
対象者	手続き	必要なもの
ひとり親など	お子さまに関して受け られる手当・助成等の 確認、相談（児童扶養 手当、母子及び父子家 庭医療助成など）	受付窓口でお尋ねください
寡婦医療助成の対象となる方	相談	

保育		福祉課 児童福祉係 TEL 0986-52-9060 1階 ⑥番窓口
対象者	手続き	必要なもの
保育園児などの保護者	お子さまに関して受け られる助成等の確認、 相談	

各種証明書の発行について

マイナンバーカードを使って、コンビニや町役場1階ロビー等にあるマルチコピー機で、各種証明書を取得できます。なお、町民保健課の窓口で取得する場合は、1階③番窓口です。
 ○必要なもの…本人確認書類
 （顔写真つぎのもの。コンビニ交付については、マイナンバーカードに限る。）

チェック欄	証明書名	手数料	コンビニ交付	広域交付	注意事項
<input type="checkbox"/>	住民票の写し	300円	○	○※	故人の住民票は、窓口請求のみ可能。 (請求理由が必要です。)
<input type="checkbox"/>	戸籍全部事項証明書	450円	○	○	どの種類の戸籍(どのような内容が記載されたもの)が必要なのかは、提出する関係機関にご確認の上、請求ください。
<input type="checkbox"/>	戸籍一部事項証明書		○	/	
<input type="checkbox"/>	除籍全部事項証明書	750円	コンビニ等では取得できません。	○	
<input type="checkbox"/>	除籍一部事項証明書			/	
<input type="checkbox"/>	改製原戸籍謄本			○	
<input type="checkbox"/>	改製原戸籍抄本			/	
<input type="checkbox"/>	除籍謄本			○	
<input type="checkbox"/>	除籍抄本			/	
<input type="checkbox"/>	戸籍の附票	300円	○	/	
<input type="checkbox"/>	死亡届(死亡診断書)届書等情報内容証明書	350円	コンビニ等では取得できません。	/	原則法令で定めのある場合のみ発行が可能。 ※葬儀社から渡される死亡届(死亡診断書)のコピーは大切に保管しておいてください。コピーで手続きができる場合があります。
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書	300円	○	/	亡くなられた方の印鑑登録証明書は発行できません。

広域交付について

【戸籍】従来、本籍地の市区町村のみで取得可能だった戸籍(除籍)証明書が本籍地以外の全ての市区町村で取得できるようになりました。

※ただし、広域交付で戸籍証明書を請求できる方は次のとおりです。
 ・本人、配偶者、父母・祖父母(直系尊属)、子・孫(直系卑族)

【住民票】住所地以外の市区町村でも住民票を取得できますが、本籍・筆頭者を記載することはできません。

※全て委任者本人が自著し押印のうえ、代理人にお渡しください。

委 任 状 (各種証明書交付申請・住民異動届用)

受任者 (窓口に来る方)

住 所			
氏 名			
生年月日	年 月 日	連絡先	

私は、上記のものを代理人として定め、次の事項を委任します。

証明書の交付申請及び受領の権限、使用目的

※ 該当する申請書の欄に「○」を、そうでないものは「×」を記入してください。
また、使用目的も記入してください。

(1) 戸籍関係・身分証明書などの交付請求書	
(2) 住民票の写しなどの交付請求書 ※ マイナンバー記載の場合は委任者の住所に郵送となるため、切手が必要です。	
(3) 住民異動届 (関連するマイナンバーカードの手続きも含む) 【同一世帯員の場合、署名用電子証明書を再発行する委任も兼ねます。】	
(4) その他 ()	

使用目的	<input type="checkbox"/> 免許取得・更新等 <input type="checkbox"/> 年金手続 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 学校・会社 <input type="checkbox"/> 車の登録・廃止等 <input type="checkbox"/> 登記手続 <input type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> その他 []
------	--

令和 年 月 日

委任者 (証明書の必要な方または異動する方)

住 所			
氏 名	Ⓜ		
生年月日	年 月 日	連絡先	

※申請者本人が窓口に来られない場合は、委任状が必要になります。

※偽り、その他の不正な手段により交付を受けた場合は処罰の対象になります。

(住民基本台帳法第47条、戸籍法第133条)

備考欄

世帯主以外の方が窓口に来られる場合は、

こちらの委任状をすべて（日付から受任者まで）世帯主が記入してください。

令和 年 月 日

委 任 状

委任者（世帯主）

住 所 三股町 _____ 番地 _____

氏 名 _____ 連絡先 _____

※内容確認等で、世帯主にご連絡を取らせていただくことがありますのでご了承ください。

私は、下記の者を代理人に選任し、下記の□印に関する届出（申請）・受領する権限を委任します。

資格の得失に関する一切の届出

資格確認書等の交付・再交付に関する一切の届出及び受領

療養費の支給に関する一切の申請

その他（ _____ ）に関する一切の届出等

*いずれかにを記入ください。

該当する者の氏名（ _____ ）

この手続きによって三股町国民健康保険税の納税者になることになっても異議を申し立てません。
この手続きで生じた事故等については、すべて私どもの責任において処理することを誓約します。

受任者（窓口に来られた人）

住 所 三股町 _____ 番地 _____

氏 名 _____

※委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をしたときは、刑法第159条、161条により罰せられることがあります。

空き家等情報バンク制度

空き家等
情報バンク
制度って？

この制度は、空き家や空き地を貸したい方、売りたい方に空き家物件を登録していただき、三股町への移住希望者等に物件情報を提供するものです。

空き家や
空き地の
有効活用に

移住・定住
促進で地域
活性化！

空き家等情報バンクへの登録および利用の流れ



空き家所有者
空き家物件の登録を希望する方



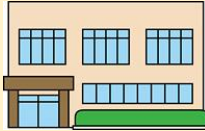
移住希望者等
空き家物件の購入・賃貸利用を希望する方

①役場企画商工課へ連絡
制度についてご説明します。
物件の所在地や連絡先等をお伺いします。

②町役場担当による物件の確認
空き家の状況の確認等を行います。

③物件の登録及び情報の提供
登録可能な物件は登録申請を行っていただき、移住のホームページや窓口で空き家情報を提供します。

三股町役場
(空き家等情報バンク)



※町では空き家物件の情報や連絡調整を行います。空き家物件のあっせん・交渉・契約等はおこなっておりません。物件に関する交渉は当事者間で行っていただきます。

①空き家情報の取得
移住のホームページや窓口で空き家情報の提供を行っています。

②役場企画商工課へ問い合わせ
登録空き家物件の情報などに関するご質問をお受けします。

③利用登録
利用登録をしていただきます。

④交渉・契約
所有者と移住希望者の当事者間で交渉を行います。契約を結ぶ際には、宅建業者に仲介を依頼する方法をお勧めします。



★空き家等情報バンクに登録された物件はリフォーム等補助金の対象となります。

平成29年度から空き家等情報バンクの利用促進を図るため、リフォーム等の補助制度を開始しました。詳しくは、裏面をご覧ください。

【問い合わせ先】
企画商工課 企画政策係
電話番号 0986-52-1114
ファックス 0986-52-9762

町役場以外での手続き

区分	手続き内容	手続き先	手続き方法・必要なもの	手続きを行える人	備考			
その他町役場以外で行う手続き	預貯金口座等 ※各金融機関での取引状況等によって必要なものが異なります。	宮崎銀行	お手続きによって内容が異なりますので、詳しくはお取引のあった店舗までご連絡ください。	<ul style="list-style-type: none"> 相続人代表者 遺言執行者 受遺者 相続財産管理人 など 	原則として「相続確認表」をご提出いただいた窓口で相続に必要な書類を提出してください。			
		ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行指定の「相続確認表」をホームページからダウンロードまたは窓口で取得し、ご記入の上ゆうちょ銀行または郵便局窓口にご提出ください。ご提出後1～2週間程度で「必要書類の案内」を郵送いたしますので、案内に沿って相続手続きに必要な書類をご準備ください。					
		九州労働金庫	<ul style="list-style-type: none"> 故人の出生～死亡までの戸籍（除籍）謄本 相続人全員の戸籍謄本 相続人全員の印鑑証明書 通帳、証書、キャッシュカード 相続人代表者の免許証 など 			<ul style="list-style-type: none"> 故人の出生から死亡までの戸籍（除籍）謄本については、法定相続情報一覧図（認証文付き）でも可。 遺産分割協議書を作成している場合は、遺産分割協議書の原本が必要。 		
		宮崎第一信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> 預金通帳、証書 出資証券 故人の戸籍謄本（除籍名記載） 故人の改製原戸籍 相続人の戸籍謄本（全員または一部） 戸籍の附票（全員または一部） 相続人の印鑑証明書（全員または一部） 実印（全員または一部） 遺産分割協議書 公正証書遺言書 自筆証書遺言書 家庭裁判所発行（遺言書の検認書、審判謄本＋確定証明書、遺産分割申立事件調書謄本、遺言執行者選任審判書謄本、相続人財産管理人選任審判書謄本、限定承認申述受理「審判書」謄本） 法務局発行（法定相続情報一覧図） 手続者（申出者）の顔写真入の本人確認書類 当金庫所定の依頼書等 				<ul style="list-style-type: none"> 手続き先は、被相続人が取引されていた営業店 印鑑証明書および戸籍謄本は原則6ヶ月以内のもの 	
		宮崎太陽銀行	<ul style="list-style-type: none"> 通帳 故人の生まれた時からの戸籍謄本 相続人全員の印鑑証明 相続人全員の戸籍謄本 相続人代表者の本人確認書類 など 					遺産分割協議書があれば提示をしていただくと省略可能な書類もあります。
		JA宮崎都城地区本部	お手続きによって内容が異なりますので、詳しくはお取引のあった店舗までご連絡ください。					
		鹿児島銀行	<ul style="list-style-type: none"> 通帳、証書 キャッシュカード 故人の戸籍謄本または法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」 相続人全員の印鑑証明書 遺産分割協議書 など 各種念書（必要に応じて） 公正証書遺言（ある場合） 					
		健康保険（国保、後期高齢以外）	各健康保険の加入先					
心身障害者扶養共済制度年金	県の障がい福祉課	宮崎県の福祉保健部障がい福祉課にお尋ねください。		県の障がい福祉課 0985-32-4468				
浄化槽の清掃	株式会社 都城北諸地区 清掃公社	直接お電話でお問い合わせください。継続して使用する場合は、お手続きが必要です。		0986-38-0234				
浄化槽の休止・廃止	宮崎県 都城保健所	直接お電話でお問い合わせください。		0986-23-4504 (浄化槽の清掃が済んでから連絡してください。)				

町役場以外での手続き

区分	手続き内容	手続き先	手続き方法・必要なもの	手続きを行える人	備考
その他町役場以外で行う手続き	携帯電話	DoCoMo	<ul style="list-style-type: none"> 死亡の事実が確認できるもの（葬儀の案内状や死亡診断書等） ドコモUIMカード ご来店される方の身分証明書（顔写真付き証明） 	ご来店可能な方	ご契約の内容により手続きの内容が異なります。詳しくはお近くのドコモショップまでお問い合わせください。
		au	<ul style="list-style-type: none"> au電話機本体 来店者のご本人様確認書類（原本） 故人の戸籍謄本、除籍謄本、会葬礼状、死亡届等の死亡の事実が確認できるもの 	相続人代表者	ご契約の内容により手続きの内容が異なる場合があります。詳しくはお取引のあったauショップまでお問い合わせください。
		その他	お取引のあった契約会社にお問い合わせください。		
	固定電話	各契約会社	<ul style="list-style-type: none"> NTT西日本でご契約の方は、ホームページまたはお電話等で「利用休止」、「契約解除」のお手続きが可能です。 その他につきましては、お取引のあった契約会社にお問い合わせください。 		詳細につきましてはお取引のあった契約会社までお問い合わせください。
	ガス	宮崎ガス	お電話にて今後の利用についてお手続き可能	相続人代表者 または今後ご利用される方	都市ガスの場合は宮崎ガスまでお問い合わせください。LPガスであればご利用のLPガス会社へお問い合わせください。
	電気	九州電力(株)	<ul style="list-style-type: none"> 電気ご使用量のお知らせ（毎月の検針票） 	相続人代表	お申し込みは、九州電力とご契約が存在するお客様に限りです。
	郵便物	郵便局	直接お電話いただくか、配達員が訪問した際に確認させていただきます。	ご遺族	
	軽自動車	軽自動車検査協会・宮崎事務所	直接お電話でお問い合わせください。		(住所)宮崎市大字本郷北方鶴戸尾2729-4 (TEL)050-3816-1760（音声案内）
	125ccを超えるバイク	九州運輸局・宮崎運輸支局	直接お電話でお問い合わせください。		(住所)宮崎市大字本郷北方鶴戸尾2735-3 (TEL)050-5540-2088（音声案内）
不動産登記相続（土地・家屋等）	宮崎地方方法務局都城支局	<ul style="list-style-type: none"> 登記申請書 相続関係説明図 遺言書（ある場合） 遺産分割協議書 被相続人（死亡された方）の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本等の全部（遺言書がある場合は一部省略可） 相続権のある方（全員）の戸籍謄本または戸籍抄本 相続権のある方（全員）の印鑑証明書 相続人の住民票 被相続人の戸籍附票または住民票除票（本籍地・最後の住所・登記簿の住所のつながりがわかるもの。住所がつかない場合は、登記済証または不在籍不在住証明書と登載証明書（資産税係）） 被相続人の名寄帳または納税通知書または評価証明書 収入印紙 評価額の1000分の4 	<ul style="list-style-type: none"> 相続人 代理人申請可（委任状必要） 	<p>※相続人ご自身が登記申請を行うことを希望される場合には電話で相談予約をお取りください。</p> <p>(住所)都城市上町2街区11号 (TEL)0986-22-0490（音声ガイド）</p>	
<p>○上記に記載されているもの以外で、各契約会社で所定の書類を提出していただく場合がございますので、詳細につきましては故人の契約があった会社にお問い合わせください。</p> <p>○手続きに必要な書類の中には町役場で発行できるもの（戸籍、住民票、税に関する証明書等）があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから町役場にお越しになると手続きが進みやすくなります。</p> <p>○戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。</p> <p>○戸籍、住民票、印鑑証明書等：町民保健課 戸籍住民係</p> <p>○所得証明書、課税証明書等：税務財政課 納税管理係</p> <p>○証明書の発行には所定の手数料がかかります。</p>					

家庭ごみの処分

ごみの収集日や収集時間は居住地域によってあらかじめ決まっています。
 (ごみ収集カレンダー日程表)
 土・日の収集は行っていませんのでご注意ください。
 また、処分する量が多量にある場合は、分別した上で下記施設に搬入してください。

施設名	処分物	施設概要
都城市クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> • 燃やせる粗大ごみ (サイズ制限あり) • 燃やせるごみ 	【所在地】 都城市山田町山田7599番地5 【TEL】 0986-45-6677 【受付日時】 月～金、日曜日 8:30～12:00 13:00～16:30 (土曜日・12/31、1/1～1/3を除く) 【処分料金(税込み)】 一般家庭 1回につき50kgまでごとに250円
都城市リサイクルプラザ	<ul style="list-style-type: none"> • 燃やせない粗大ごみ • 燃やせないごみ • 有害ごみ • 危険ごみ • 資源ごみ 	【所在地】 都城市下水流町4028番地11 【TEL】 0986-36-3900 【受付日時】 月～金、日曜日 8:30～12:00 13:00～16:30 (土曜日・12/31、1/1～1/3を除く) 【処分料金(税込み)】 一般家庭 300kg以下は無料 ※超過分は20kgごとに110円
クリーンヒルみまた	<ul style="list-style-type: none"> • 燃やせない粗大ごみ • 埋立てごみ • 資源ごみ • 危険ごみ 	【所在地】 三股町大字長田1233番地1 【TEL】 0986-52-5424 【受付日時】 月～金 8:30～12:00 13:00～16:30 土曜日 8:30～11:30 (日曜日・祝日・12/31、1/1～1/3を除く) 【処分料金(税込み)】 一般家庭 300kg以下は無料 ※超過分は20kgごとに100円

○テレビ、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機(衣料乾燥機を含む)、エアコン(室外機を含む)
 家電4品目の処分について
クリーンヒルみまた、リサイクルプラザには持ち込めません。

家電リサイクル法の規定に従い下記のいずれかにより処分しましょう。

★指定取引場所(太信鉄源(株)都城支店 ☎0986-47-1631・(株)博運社 ☎0986-58-4799)に持ち込む
 《リサイクル料金が必要》

★町が許可している廃棄物処理業者に依頼する。《リサイクル料金+収集運搬料金が必要》

死亡に関する手続きに関してよくある質問

Q: 町役場での主な手続きはどのようなものがありますか。

A: 下記に記載しておりますが、詳細はこの冊子をご覧ください。

<主なもの>

健康保険 : 国民健康保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。
後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。
社会保険から国民健康保険に切り替える方は、加入手続きが必要です。

介護保険 : 65歳以上の方は、手続きが必要です。
介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きがあります。

年金関係 : 年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きがあります。
年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。
18歳未満の方で加給年金の対象となっている場合は手続きが必要です。
※ただし、各種請求手続きできる方には、一定の要件があります。

税金関係 : 亡くなった方によって、お手続きが必要な場合があります。

Q: 国民年金・厚生年金は年金事務所に行けばよいですか。

A: ご案内いたしますのではじめにおくやみ窓口にお越しくください。

手続きに必要となる書類は、町役場でもご案内しています。

町役場で取得する証明書(戸籍等)が必要になります。

Q: 亡くなった方の保険証などで見つからないものがありますが手続きができますか？

A: 証書類に不足があった場合は、状況にあわせてご案内いたします。

お持ちいただくものについては、この冊子をご覧ください。

Q: 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか。

A: 原則として死亡届を受理した日から約4日目(閉庁日含まず)から交付できます。

届出内容の戸籍審査等に時間を要するため、ご理解いただきますようお願いいたします。

(例)1日(月)に届けた場合: ×2日(火) ×3日(水) ○4日(木)

※夜間や閉庁日の宿日直預かり分は、翌開庁日からの起算となります。

ご遠方などで窓口での取得が難しい場合は、おくやみ窓口にご相談ください。

Q: おくやみ窓口の来庁予約はできますか。

A: 来庁の予約を、町のホームページから受け付けております。

なお、おくやみ窓口では、町役場内での手続きで使用する申請書等を作成し、各課をご案内しますので、お客様自身がそれぞれの課で手続きしていただく必要がございます。

時間によっては混み合う場合もありますので、時間に余裕を持ってお越しくください。

庁舎案内

本庁舎	
4F	第一会議室、第二会議室、第四会議室
3F	議場、議会事務局、企画商工課、農業振興課、農業委員会、土地改良協会
2F	町長室、副町長室、総務課、都市整備課、環境水道課、電算室、第三会議室
1F	総合案内、指定金融機関、会計課、町民保健課、税務財政課、福祉課、高齢者支援課

中央公民館	
2F	第一研修室、第二研修室、中会議室、小会議室、和室、調理室
1F	教育長室、教育課、第三研修室、文化財室、みまたチャレンジ総合クラブ

